

[異常時通報連絡の公表文（様式 1-1）]

伊方 2, 3号機 緊急時対策支援システムへのデータ
 伝送停止による運転上の制限の逸脱について

R 8. 4. 13
 原子力安全対策推進監
 電話番号 089-912-2352

[異常の区分]

国への法律に基づく報告対象事象		有 ・ 無 [評価レベル -]
県の公表区分		A ・ B ・ C ・ PP
外部への放射能の放出・漏えい		有 ・ 無 [漏えい量 -]
異常の概要	発生日時	令和 8 年 4 月 1 3 日 1 2 時 2 0 分
	発生場所	1 号 ・ 2 号 ・ 3 号 ・ 共用設備
		管理区域内 ・ 管理区域外
種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の故障、異常 ・ 地震、人身事故、その他 ・ 核物質防護 	

[異常の内容]

4 月 13 日(月曜日)12 時 57 分、四国電力株式会社から、別紙のとおり、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 1 4 月 13 日 9 時 32 分、点検のため、総合事務所 緊急時対策所にある緊急時対策支援システムのデータ伝送について停止したが、同日 12 時 20 分、1 号機のみ停止すべきところ、2 号機及び 3 号機についても停止していることを確認した。
- 2 このため、同日 12 時 20 分、原子炉施設の保安規定に定める運転上の制限から逸脱したと判断した。
- 3 なお、同日 12 時 29 分、2 号機及び 3 号機の緊急時対策支援システムによるデータ伝送を再開し、同時刻、運転上の制限を満足していることを確認した。
- 4 本事象によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。
- 5 今後、詳細を調査する。

県では、原子力センターの職員を伊方発電所に派遣し、現場の状況等を確認しています。

(伊方発電所及び周辺の状況)

[事象発生時の状況]

原子炉の運転状況	1 号機	廃止措置中
	2 号機	廃止措置中
	3 号機	運転中 (出力 103%) ・ 停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常値 ・ 異常値
周辺環境放射線の状況		通常値 ・ 異常値

(参考)

1 国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国（原子力規制委員会原子力規制庁等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内 容
A	○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 （放射性物質の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等） ○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等） ○その他特に重要と認められる事態
B	○管理区域内の設備の異常 ○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 ○ <u>原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき</u> ○その他重要と認められる事態
C	○区分A，B以外の事項
PP	○核物質防護に影響がある事態

3 管理区域内・管理区域外

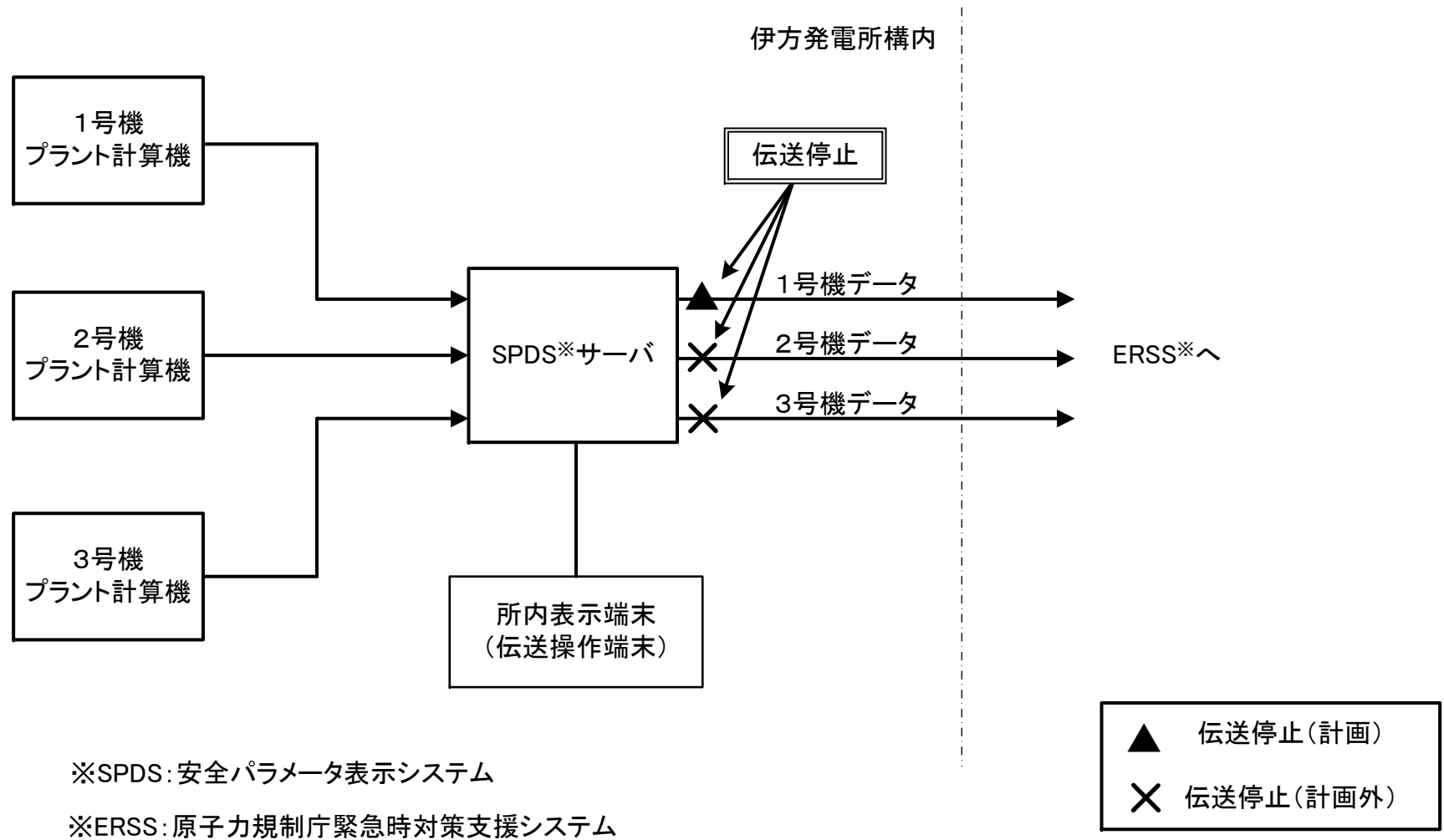
その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射性物質を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

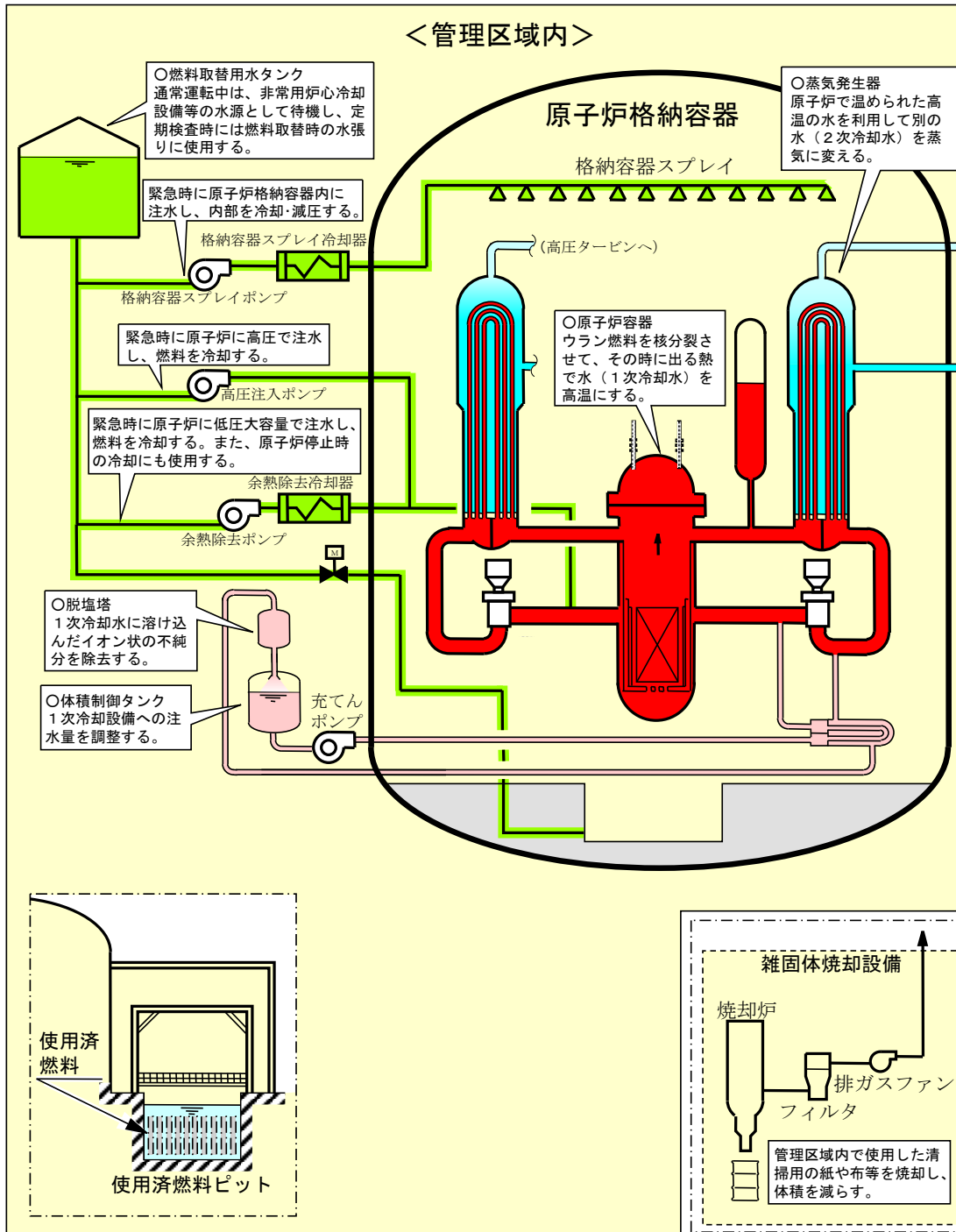
伊 方 発 電 所 情 報 (お知らせ)

発信年月日	令和 8年 4月 13日 (月) 12時57分		
発信者	伊方発電所 大政		
当 該 機	号機 (定格出力)	1号機	2号機
	発生時 状況	廃止措置中	廃止措置中
		3号機 (890MW)	
		1. 出力921MWにて (通常運転 ・調整運転・出力上昇・出力降下)中 2. 第一回定期事業者検査中	
発 生 状 況 概 要	設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・ 核物質防護 ・ その他		
	<p>1. 発生日時： 4月 13日 12時 20分</p> <p>2. 場 所：伊方発電所 総合事務所 緊急時対策所（管理区域外）</p> <p>3. 状 況：</p> <p>本日9時32分、点検のため、総合事務所 緊急時対策所にある緊急時対策支援システムのデータ伝送について停止しましたが、本日12時20分、1号機のみ停止すべきところ、2号機および3号機についても停止していることを確認しました。</p> <p>このため、本日12時20分、原子炉施設の保安規定に定める運転上の制限から逸脱したと判断しました。</p> <p>なお、本日12時29分、2号機および3号機の緊急時対策支援システムによるデータ伝送を再開し、同時刻、運転上の制限を満足していることを確認しました。</p> <p>本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありません。</p> <p>今後、詳細を調査します。</p>		
運 転 状 況	1号機：廃止措置中 2号機：廃止措置中 3号機：(通常運転 ・調整運転・出力上昇・出力降下・定検停止)中		
備 考			

伊方発電所 緊急時対策支援システム(データ伝送) 概略図

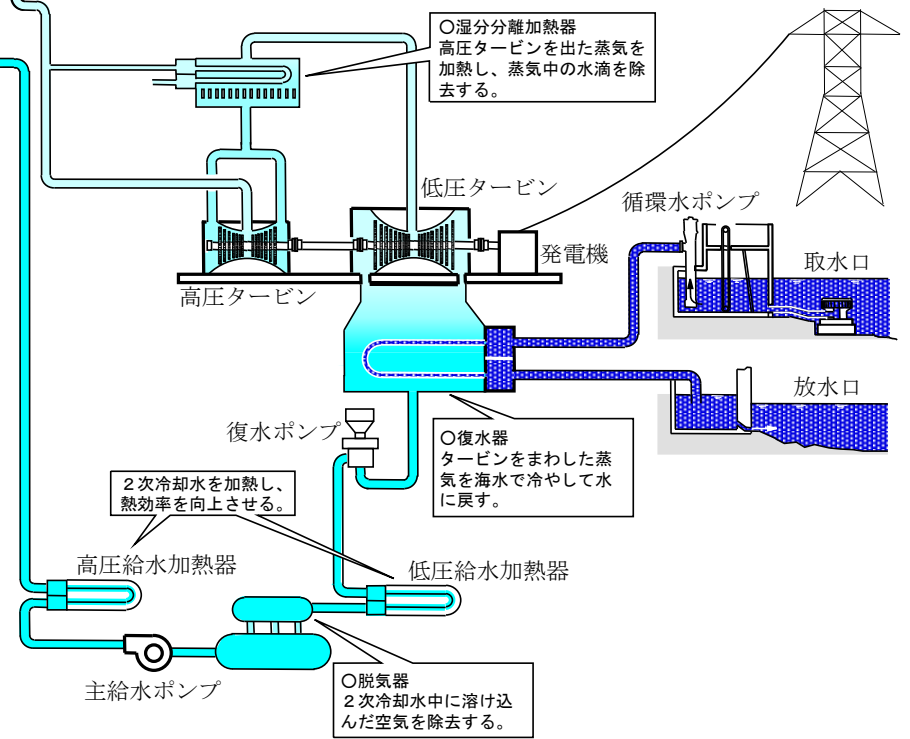


伊方発電所 基本システム図

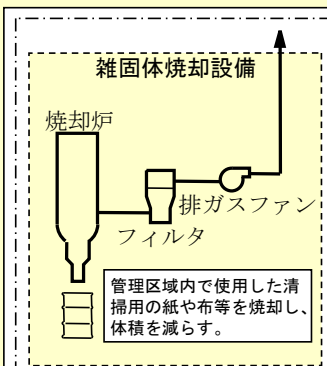


[凡例]

- : 原子炉で発生した熱を蒸気発生器に伝える設備（1次冷却設備）[放射性物質を含む]
- : 緊急時に原子炉等を冷やす設備（非常用炉心冷却設備等）[放射性物質を含む]
- : 1次冷却水の水質・水量を調整する設備（化学体積制御設備）[放射性物質を含む]
- : 蒸気発生器でできた蒸気でタービンをまわし発電する設備（2次冷却設備）[放射性物質を含まない]
- : 管理区域（原子炉格納容器、使用済燃料等の貯蔵、放射性廃棄物の廃棄等の場所であって、その場所の放射線が一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）を超える恐れのある場所）
[実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1条第2項第4号に規定]

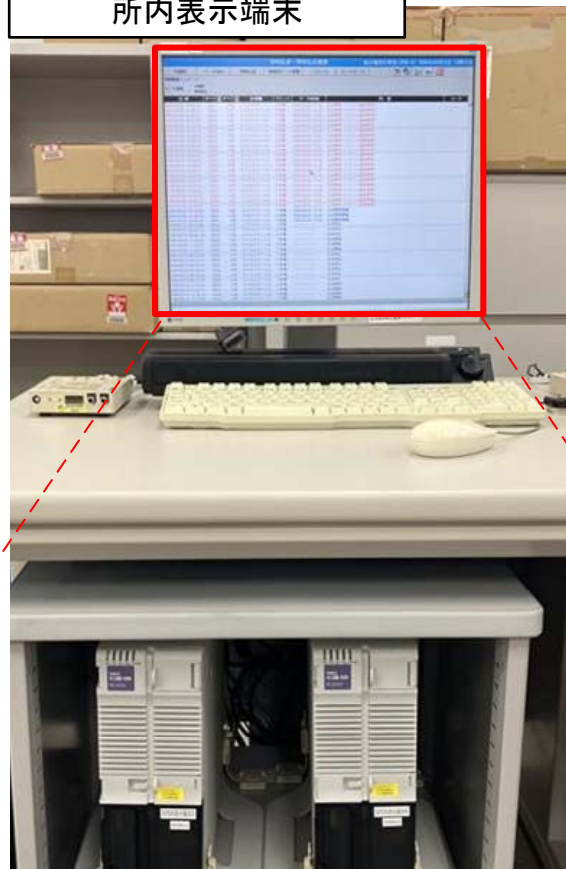


★ 伊方2, 3号機 緊急時対策支援システムへのデータ伝送停止による運転上の制限の逸脱



伊方発電所 総合事務所 緊急時対策支援システム データ伝送停止状況

所内表示端末



2026/04/13 09:32:08	ERSS1	A系	SPDSサーバA	1号機	-----	伝送停止
2026/04/13 09:32:14	ERSS1	A系	SPDSサーバA	2号機	-----	伝送停止
2026/04/13 09:32:18	ERSS1	A系	SPDSサーバA	3号機	-----	伝送停止
2026/04/13 09:32:24	ERSS2	A系	SPDSサーバA	1号機	-----	伝送停止
2026/04/13 09:32:28	ERSS2	A系	SPDSサーバA	2号機	-----	伝送停止
2026/04/13 09:32:33	ERSS2	A系	SPDSサーバA	3号機	-----	伝送停止
2026/04/13 12:29:04	ERSS1	A系	SPDSサーバA	2号機	-----	伝送開始
2026/04/13 12:29:12	ERSS1	A系	SPDSサーバA	3号機	-----	伝送開始
2026/04/13 12:29:18	ERSS2	A系	SPDSサーバA	2号機	-----	伝送開始
2026/04/13 12:29:22	ERSS2	A系	SPDSサーバA	3号機	-----	伝送開始

緊急時対策支援システムのデータ伝送を「1号機」のみ停止すべきところ
「2号機」および「3号機」についても停止していることを確認した。

用語解説

○緊急時対策所

非常時に対策要員が参集し、情報収集、指示および通報連絡等を行う拠点

○安全パラメータ表示システム（SPDS）

1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常及び重大事故等が発生した場合にプラントの各種パラメータを発電所内およびERSS等の発電所外へ伝送できるよう、平常時からデータを伝送している発電所側のシステム。

○緊急時対策支援システム（ERSS）

原子力発電所が正常に稼働しているかどうかを常時確認し、事故が起こった場合に、事故状態の確認・判断、今後の事故進展を解析・予測するための国のシステム。これらの情報（プラント情報）は原子力発電所から原子力規制庁へ伝送され共有されている。

○保安規定

原子力発電所が運転中および停止中に事業者が実施すべき事項や、従業員等への保安教育の実施方針など原子力発電所の保安のために必要な事項が定められているもの。

○運転上の制限

保安規定において、安全機能を確保するため動作可能な機器の必要台数を定めているもの。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を判断し、速やかに修理等の措置を行うことが求められる。

緊急時対策支援システムのデータ伝送については、2系列を設けており、1系列は通信可能であることを求められている。

（今回は2系列とも通信されていない状態となった。）

周辺環境放射線調査結果 (県環境放射線テレメータ装置により確認)

令和8年04月13日 (月)

(単位：ナノグレイ/時)

測定局	時刻	測定値 (シンチレーション検出器)					平常の変動幅の最大値	
		12:00	12:10	12:20	12:30	12:40	降雨時	降雨時以外
愛媛県	モニタリングステーション (九町越)	18	18	18	18	18	44	19
	モニタリングポスト伊方越	19	19	19	19	19	53	20
	モニタリングポスト湊浦	24	24	24	23	24	45	25
	モニタリングポスト川永田	24	25	24	25	24	50	26
	モニタリングポスト九町	34	35	34	34	35	55	35
	モニタリングポスト大成	15	15	15	15	15	40	16
	モニタリングポスト豊之浦	24	24	24	25	24	51	26
	モニタリングポスト加周	25	25	25	25	25	58	27
四国電力(株)	モニタリングステーション	16	17	16	17	17	40	18
	モニタリングポストNo. 1	18	18	18	18	18	43	19
	モニタリングポストNo. 2	15	15	15	15	15	42	16
	モニタリングポストNo. 3	14	13	13	13	13	39	15
	モニタリングポストNo. 4	16	16	16	16	16	44	17

(注) 伊方発電所付近に設置しているモニタリングポスト等について記載

○ 降雨の状況：有・~~無~~

○ 伊方発電所の排気筒モニタ等にも異常なかった。

(参考)

- 環境放射線の測定値は、降雨等の気象要因や自然条件の変化等により変動するので、原子力規制庁の「平常時モニタリングについて (原子力災害対策指針補足参考資料)」に基づき、測定値を「平常の変動幅」と比較して評価しています。
「平常の変動幅」は、過去2年間 (令和05、06年度) の測定値を統計処理した幅 (平均値±標準偏差の3倍) としており、一般に、測定値が「平常の変動幅」の最大値以下であれば、問題のない測定値と判断されます。
- 環境放射線は線量(グレイ)で表されますが、一般的に、これに0.8を乗じて、人の被ばくの程度を表す線量(シーベルト)に換算しています。
例えば、線量率約20ナノグレイ/時の地点では、1年間に約0.14ミリシーベルト (ミリはナノの100万倍を表す) の自然放射線を受けることとなりますが、これは、胃のX線検診を1回受けた場合の4分の1程度の量です。

(放射線量の例)

